



<2025年5月10日版>

一般社団法人デポルターレ八戸

【D8 ガイドライン No.1】

リスクマネジメントガイドライン

1 心得

事故や傷害は「運動・活動の内容・強度×精神的な状態×集中度×外部環境(天候・気象・施設・用具)」の要因により、時機や年代・性別を問わずいつでも誰にでも発生し得ることを認識し、常に細心の注意や対策をする。

2 行動指針

(1) 事前のコンディショニングへの配慮及び運動中の参加者のコンディション状態を、こまめな注意喚起や声掛けによって常にモニタリングする。

(2) 活動開始前の時点で認識した体調不良者・精神疲労者の運動実施は原則禁止とし、本人の意向を踏まえ、欠席や身体不可の少ない活動、活動見学等に従事させる。

(3) その運動中・活動中に発生し得る「リスクの事前想定」を基に、実施者の注意集中をコントロールするために、計画的に小休止と水分補給(目安: 15~20分)の機会を確保する。また、運動中・活動中の内容が、実施者に対して精神的・身体的に過剰負荷になっていないか主観的努力観を常に声掛け等により確認する。

(4) 現場の施設・会場や用具の事前事後の点検を怠らず、不備があれば絶対に無理をせず、場合によっては、使用の中止を決断する。安全第一を優先し、事故傷害のリスクを最小限にするために工夫を怠らない。

(5) 天候・気象の条件にも十分配慮し、特に何かしらの「警報・注意報」が発出されている場合には、前後の移動含め、無理をせず役員の迅速な協議意思決定により練習中止を判断すること。

(6) 事故・障害発生時は、原則的に、

①運動・活動を即中断

②「RICE 処置」を基本に迅速な対応(※それ以上重度な対応が必要な場合には、迷わず医療機関への搬送及び救急車の要請)

③本人及び周囲の関係者の精神的動搖を取り除く

④該当保護者・チームマネジャー・クラブマネジャーへ報告し対応を協議する。

⑤再度の注意喚起の上、以後の二次的災害等が起こらないと十分に判断できる時は、活動を再開



し、そうでなければ、途中での中止も検討する。

【緊急時の対応フロー】

事故傷害発生

⇒現場指導者がまずすべて活動ストップを判断

⇒一次救命・応急手当を実施と対応判断



必要に応じて救急車の要請



医療従事者へ患者の対応は一任



現場指導者は保護者・
チームマネジャー・
クラブマネジャーへ連絡



現場の指導者は現場の状況を判断し、
二次的災害の心配がなければ活動を
再開し、必要あれば注視する。



応急手当の対応で問題なければ、
該当者を一時休養させ、全体の活動
を復帰する



該当者の状態が良くなれば、活動に
復帰させる。



活動終了後、保護者・チームマネジャー
・クラブマネジャーへ事象の報告を行う。



※1 クラブマネジャーは必要に応じ緊急対応で、以後の全責任を以て該当者・該当家族との対応に徹する。

※2 当該事象については、必ず当該スタッフを中心にスタッフ間での振り返りを行い、次なるリスクを最小限に抑える対応を考え共有する。